

医療法人手のクリニック（北海道）訴訟事件概要

項 目	内 容
I 事件の概要	<p>1 基金北海道支部審査委員会は、原告から請求された平成 30 年 7 月診療分及び同年 9 月診療分の皮弁作成術、移動術、切断術、遷延皮弁術（3 事例）について、また、同年 9 月診療分の靭帯断裂形成手術（2 事例）について、いずれも「医学的に過剰」であるとして減点査定した。</p> <p>2 原告は、当該減点査定を不服として再審査請求を行ったが、基金北海道支部審査委員会は、再審査結果を「原審どおり」とし原告に通知した。</p> <p>3 原告は、査定相当分の診療報酬 179,410 円の支払いを求め、基金を提訴した。</p>
II 訴訟経過	<p>1 札幌地方裁判所 令和元年(ワ)第 1606 号診療報酬請求事件 訴訟金額 179,410 円</p> <p>令和元年 8 月 9 日 提訴 令和元年 10 月 7 日 第 1 回口頭弁論 令和元年 11 月 21 日 第 1 回弁論準備期日 令和元年 12 月 17 日 第 2 回弁論準備期日 令和 2 年 1 月 15 日 第 3 回弁論準備期日 令和 2 年 2 月 5 日 第 4 回弁論準備期日において和解成立</p>
III 和解の経緯	<p>提訴に伴い、手部を専門とする整形外科領域の審査委員が検証した結果、当該事例について、「請求は妥当」との見解が示されたこと。</p> <p>担当職員は、審査結果に関する特段の疑問点はないとして、審査委員等への確認を実施していなかったこと。</p> <p>以上の状況等から、訴訟の係属を断念し、対象分の査定を取り消す内容の和解案を提示して、原告との和解を成立させた。</p>
IV 和解内容	<p>主な和解条項</p> <p>1 本件解決金として、190,641 円（診療報酬 179,410 円及び遅延損害金 11,231 円）を支払う。（2 月 21 日支払済）</p> <p>2 原告に対し、審査及び再審査において不十分な点があったことを認め、結果として、原告において本件訴訟を提起するに至ったこと及び支払が遅れたことにつき遺憾の意を表明する。</p> <p>3 今後とも審査委員会の審査及び再審査部会の再審査を適切に行うことを約束する。</p>